

無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領 新旧対照表（法令・省令改正：機体認証及び操縦者技能証明制度新設）

改正案	現行
平成27年11月17日 制定 （国空航第684号、国空機第923号） <u>令和4年11月9日 最終改正（国空無機第220729号）</u>	平成27年11月17日 制定 （国空航第684号、国空機第923号） <u>令和4年6月10日 最終改正（国空無機第58462号）</u>
無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領 <u>（カテゴリーⅡ飛行）</u>	無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領
1. 目 的 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の<u>85第2項及び第4項第2号</u>の規定による飛行の禁止空域における飛行並びに法第132条の<u>86第3項及び第5項第2号</u>の規定による同条<u>第2項第1号から第6号</u>までに定められた飛行の方法によらない飛行は、国土交通大臣が許可又は承認（以下「許可等」という。）をした場合に限り、<u>これらの</u>飛行を可能とするものである。 本要領は、<u>立入管理措置を講じた上で行う</u>無人航空機の飛行（<u>カテゴリーⅡ飛行</u>）に関する許可等について、その申請に関する所要事項及び許可等を行うための審査基準を定めることを目的とする。 （注）本要領で定める<u>許可・承認の審査のほか</u>、無人航空機を飛行させる者は、法第132条の<u>86第1項第1号から第4号</u>に掲げる方法により当該無人航空機を飛行させなければならない。<u>また、当</u>	1. 目 的 航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条<u>第2項第2号</u>の規定による飛行の禁止空域における飛行の<u>許可及び</u>法第132条の<u>2第2項第2号</u>の規定による同条<u>第1項第5号から第10号</u>までに定められた飛行の方法によらない飛行の<u>承認</u>は、<u>航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと</u>国土交通大臣が<u>認めて</u>許可又は承認（以下「許可等」という。）をした場合に限り、<u>法第132条に規定する飛行の禁止空域での飛行や法第132条の2第1項第5号から第10号までに規定する飛行の方法によらない飛行</u>を可能とする<u>趣旨で設けられている</u>ものである。 本要領は、無人航空機の飛行に関する許可等について、その申請に関する所要事項及び許可等を行うための審査基準を定めることを目的とする。 （注）<u>なお</u>、本要領で定める<u>審査基準は無人航空機の飛行にあたって最低限遵守しなければならない要件を示すものである。当該基準に関わらず</u>、無人航空機を飛行させる者は、法第132条の<u>2第</u>

該無人航空機の機能及び性能を十分に理解し、飛行の方法及び場所に応じて生じるおそれがある飛行のリスクを事前に検証した上で、追加的な安全上の措置を講じるなど、飛行の安全に万全を期させるものとする。 <u>なお、機体認証を受けた機体を、無人航空機操縦者技能証明を保有する操縦者が飛行させる場合には、立入管理措置や安全確保措置を講じる等の運航ルール</u>の順守を前提に、<u>カテゴリーⅡ飛行の一部について個別の許可等が不要となることに留意すること</u>。	1項第1号から第4号に掲げる方法により当該無人航空機を飛行させなければならない<u>とともに</u>、当該無人航空機の機能及び性能を十分に理解し、飛行の方法及び場所に応じて生じるおそれがある飛行のリスクを事前に検証した上で、追加的な安全上の措置を講じるなど、飛行の安全に万全を期させるものとする。
2. 申 請 2-1 申請の方法 (1) 手 続 a) 許可等の申請は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の<u>74</u>又は第236条の<u>81</u>に規定されている事項を記載した申請書により行わせるものとする。なお、申請にあたっては、申請者の利便の確保及び行政の迅速な事務処理のため、様式1を使用して行わせることができる。	2. 申 請 2-1 申請の方法 (1) 手 続 a) 許可等の申請は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）第236条の<u>15</u>又は第236条の<u>21</u>に規定されている事項を記載した申請書により行わせるものとする。なお、申請にあたっては、申請者の利便の確保及び行政の迅速な事務処理のため、様式1を使用して行わせることができる。
b) 申請書については、当該申請に係る飛行開始予定日の10開庁日前までに、次表のとおり所定の提出先に<u>書面又はドローン情報基盤システム（飛行許可・承認申請機能）によるオンラインにて</u>提出させるものとする。ただし、公海上における飛行の<u>許可等</u>に係る申請書は、国土交通大臣に提出させるものとする。なお、申請は、規則第243条の規定により、最寄りの空港事務所長又は空港出張所長を経由して行わせることができる。 申請事項	b) 申請書については、当該申請に係る飛行開始予定日の10開庁日前までに、次表のとおり所定の提出先に提出させるものとする。ただし、公海上における飛行の<u>許可又は承認</u>に係る申請書は、国土交通大臣に提出させるものとする。なお、申請は、規則第243条の規定により、最寄りの空港事務所長又は空港出張所長を経由して行わせることができる。

法第132条の85第1項第1号に掲げる空域における飛行の許可の申請 法第132条の85第1項第2号に掲げる空域における飛行の許可の申請 法第132条の86第2項第1号から第6号までに掲げる方法によらない飛行の承認の申請	申請事項 法第132条第1項第1号に掲げる空域における飛行の許可の申請 法第132条第1項第2号に掲げる空域における飛行の許可の申請 法第132条の2第1項第5号から第10号までに掲げる方法によらない飛行の承認の申請
c) a) 及び b) の規定にかかわらず、緊急を要するものについては、以下の区分により<u>電話、電子メールなどで</u>申請させることができる。なお、後日、申請書を所定の提出先に提出させるものとする。 また、緊急を要する場合の夜間等の執務時間外における申請については、管轄事務所に電話で連絡を入れさせること。当該申請については、その後、国土交通省安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所の担当者が申請者宛てに電話等で連絡を行うことにより、必要な内容を聞き取った上で、許可等の可否を判断するものとする。 (ア) <u>電話による申請</u> ・「<u>事故及び災害</u>」が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合 (イ) <u>電子メール等による申請</u> ・<u>事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合</u>	c) a) 及び b) の規定にかかわらず、緊急を要するものについては、以下の区分により<u>電子メール、ファクシミリ又は電話により</u>申請させることができる。なお、後日、申請書を所定の提出先に提出させるものとする。 また、緊急を要する場合の夜間等の執務時間外における申請については、管轄事務所に電話で連絡を入れさせること。当該申請については、その後、国土交通省安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所の担当者が申請者宛てに電話等で連絡を行うことにより、必要な内容を聞き取った上で、許可等の可否を判断するものとする。 (ア) <u>電子メール又はファクシミリによる申請</u> ・<u>事故及び災害に際して緊急に支援活動をする必要がある場合</u> ・<u>事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合</u> ・<u>その他特に緊急を要する場合</u> (イ) <u>電話による申請</u> ・「<u>事故及び災害</u>」が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

る場合

- ・ 事故及び災害の報道取材のため緊急を要する場合
- ・ その他特に緊急を要する場合

(2) ～ (5) 略

(6) 変更申請

許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号 又は試験飛行を行う場合の届出番号」、「無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請は、変更がない事項の記載又は資料の添付を省略させることができる。

(7) 略

2－2 申請書記載事項の確認

許可等の申請にあたっては、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認すること。

2－2－1 法第132条 の85に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項

(1) 略

）第2条第1号の「災害」にあたる場合又はこれに類する場合で、かつ、緊急に支援活動をする必要がある場合

(2) ～ (5) 略

(6) 変更申請

許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号 その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請は、変更がない事項の記載又は資料の添付を省略させることができる。

(7) 略

2－2 申請書記載事項の確認

許可等の申請にあたっては、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認すること。

2－2－1 法第132条に定める飛行禁止空域における飛行に係る許可の申請書記載事項

(1) 略

(2) 無人航空機の登録記号<u>又は試験飛行を行う場合の届出番号</u> 飛行させる無人航空機の登録記号を記載すること。なお、航空法第132条の<u>2</u>ただし書の規定による試験飛行の届け出を行った場合は、航空局から通知される届出番号（以下「届出番号」という。）を登録記号の代わりに記載すること。<u>また、登録記号に代えて届出番号により無人航空機の飛行をさせる場合、施行規則第236条の届出を行った際の飛行場所や飛行条件を含む安全確保策を満足させる飛行のみが許容される点に留意すること。</u>	(2) 無人航空機の登録記号その<u>他の無人航空機を特定するために必要な事項</u> 飛行させる無人航空機の登録記号を記載すること。なお、航空法第131条の<u>4</u>ただし書の規定による試験飛行の届け出を行った場合は、航空局から通知される届出番号（以下「届出番号」という。）を登録記号の代わりに記載すること。
(3) ～ (4) 略	(3) ～ (4) 略
(5) <u>無人航空機の機体認証書番号又は</u>無人航空機の機能及び性能に関する事項 - 飛行させる無人航空機が、4－1－1に掲げる基準に適合しているかどうかを申請前に確認の上、「無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」（様式2）を作成し、申請書に添付すること。 - 様式2について、1. の項に無人航空機の登録記号又は届出番号（以下「登録記号等」という。）を記載すること。 - 様式2について、製造者名、<u>型式又は</u>名称及び<u>総重量</u>を記載すること。<u>総重量については、申請を行う飛行形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。</u> <u>これまでに機体認証を受けた無人航空機（以下「機体認証無人航空機」）にあっては機体認証書番号又は型式認証を受けた無人航空機（以下「型式認証無人航空機」という。）にあっては型式認証書</u>	(5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項 - 飛行させる無人航空機が、4－1－1に掲げる基準に適合しているかどうかを申請前に確認の上、「無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書」（様式2）を作成し、申請書に添付すること。 - 様式2について、1. の項に無人航空機の登録記号又は届出番号（以下「登録記号等」という。）を記載すること。 - 様式2について、製造者名、名称及び<u>重量</u>を記載すること。 (新設)

番号を取得した無人航空機であって、申請時に当該認証書番号が記載されたものについては、様式2の添付を省略することができる。
この場合においては、申請を行う飛行形態が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。

・ 機体認証又は型式認証書を取得した無人航空機であって、様式2の1.の項に認証の区分及び当該認証書番号が記載されたものについては、認証が有効である場合、様式2の3.及び4.の項の記載を省略できるほか、(5)に掲げる以下の基準への適合性について、資料の添付を省略することができる。この場合、申請を行う飛行形態等が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。

・ 様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、資料の添付を省略することができる無人航空機（以下「ホームページ掲載無人航空機」という。）と同一の製造者名、名称及び重量の場合には、2.の項において改造を行っているかどうか記載すること。

・ 様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程に従わない場合の具体的な事項を3.の項に記載すること。

・ 様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合 に加え、機体認証無人航空機においては使用条件等指定書又は型式認証無人航空機においては無人航空機飛行規程に従わない場合には、4.の項を記載すること。

・ 様式2において、4.の項を記載する場合には、無人航空機の運用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、

（新設）

・ 様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、資料の添付を省略することができる無人航空機（以下「ホームページ掲載無人航空機」という。）と同一の製造者名、名称及び重量の場合には、2.の項において改造を行っているかどうか記載すること。

（新設）

・ 様式2について、1.の項で記載した無人航空機が、ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合には、3.の項を記載すること。

・ 様式2において、3.の項を記載する場合には、無人航空機の運

最大搭載可能重量、最大使用可能時間 等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等の該当部分の写しを添付すること。なお、飛行の目的が研究開発の場合等、取扱説明書等がない場合には、取扱説明書等に代わり、設計図等の写しを添付することができる。ただし、自作機であって趣味目的で飛行させる無人航空機の場合には、資料の添付を省略することができる。

- ・ 総重量25kg未満の無人航空機の場合には、様式2に加え、5. に掲げる基準への適合性について、無人航空機に装備された安全性向上のための機器又は機能を付加するための追加装備（オプション）を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。なお、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称、総重量及び飛行形態の場合には、当該飛行形態に関する資料の添付を省略することができる。

- ・ 総重量25kg以上の無人航空機の場合には、様式2に加え、4－1－2 に掲げる基準及び5. に掲げる基準への適合性について、総重量25kg未満の無人航空機と同様、追加装備（オプション）を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。なお、総重量25kg未満の無人航空機と同様、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称、重量及び飛行形態の場合には、当該飛行形態に関する資料の添付を省略することができる。

- ・ 無人航空機の機能及び性能に関する基準を制定している団体等による機体認証を取得している場合には、当該認証を証する書類の写しを添付すること。

- ・ 複数の無人航空機を飛行させる場合には、全ての機体について記

用限界（最高速度、最高到達高度、電波到達距離、飛行可能風速、最大搭載可能重量、最大使用可能時間 等）及び無人航空機を飛行させる方法（点検・整備の方法を含む。）が記載された取扱説明書等の該当部分の写しを添付すること。なお、飛行の目的が研究開発の場合等、取扱説明書等がない場合には、取扱説明書等に代わり、設計図等の写しを添付することができる。ただし、自作機であって趣味目的で飛行させる無人航空機の場合には、資料の添付を省略することができる。

- ・ 最大離陸重量25kg未満の無人航空機の場合には、様式2に加え、5. に掲げる基準への適合性について、無人航空機に装備された安全性向上のための機器又は機能を付加するための追加装備（オプション）を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。なお、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称、重量及び飛行形態の場合には、当該飛行形態に関する資料の添付を省略することができる。

- ・ 最大離陸重量25kg以上の無人航空機の場合には、様式2に加え、4－1－2 に掲げる基準及び5. に掲げる基準への適合性について、最大離陸重量25kg未満の無人航空機と同様、追加装備（オプション）を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。なお、最大離陸重量25kg未満の無人航空機と同様、ホームページ掲載無人航空機と同一の製造者名、名称、重量及び飛行形態の場合には、当該飛行形態に関する資料の添付を省略することができる。

- ・ 無人航空機の機能及び性能に関する基準を制定している団体等による機体認証を取得している場合には、当該認証を証する書類の写しを添付すること。

載又は添付すること。	・複数の無人航空機を飛行させる場合には、全ての機体について記載又は添付すること。
(6) <u>無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項</u> ・無人航空機を飛行させる者が、4－2に掲げる基準に適合しているかどうかを申請前に確認の上、「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」(様式3)を作成し、申請書に添付すること。 ・<u>これまでに無人航空機を飛行させる者が無人航空機操縦者技能証明を有している場合は、技能証明書番号、区分、限定事項(種類、飛行の方法)を記載することで、様式3の添付及び技能証明の内容に応じて、5.に掲げる基準への適合性についての資料の添付を省略できる。この場合、申請を行う飛行の形態が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。</u> ・様式3に加え、無人航空機を飛行させる者の5.に掲げる基準への適合性について、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。また、訓練実績については、訓練内容についても記載すること。 ・無人航空機を飛行させる者の能力等に関する基準を制定している団体等による講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付することで、様式3の添付及び技能認証の内容に応じて、5.に掲げる基準への適合性についての資料の添	(6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項 ・無人航空機を飛行させる者が、4－2に掲げる基準に適合しているかどうかを申請前に確認の上、「無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書」(様式3)を作成し、申請書に添付すること。 (新設) ・様式3に加え、無人航空機を飛行させる者の5.に掲げる基準への適合性について、過去の飛行実績又は訓練実績等を記載した資料を作成し、申請書に添付すること。また、訓練実績については、訓練内容についても記載すること。 ・無人航空機を飛行させる者の能力等に関する基準を制定している団体等による講習会等を受講し、技能認証を受けている場合には、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付することで、様式3の添付及び技能認証の内容に応じて、5.に掲げる基準への適合性について

付を省略できる。 ・自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。以下同じ。）のみにより飛行させることができる無人航空機であって、当該無人航空機を遠隔操作により飛行させる者を要しない場合には、飛行を監督する責任者の氏名を記載すること。	の資料の添付を省略できる。 ・自動操縦（プログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。以下同じ。）のみにより飛行させることができる無人航空機であって、当該無人航空機を遠隔操作により飛行させる者を要しない場合には、飛行を監督する責任者の氏名を記載すること。
（７）無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項 ・４－３－２に基づき作成した飛行マニュアルを申請書に添付すること。<u>なお、リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアルを使用する場合は、当飛行マニュアルを申請書に添付すること。</u>ただし、団体等が定める飛行マニュアルに従って飛行させる場合には、当該飛行マニュアルを添付することで代えることができる。また、航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアルに従って飛行させる場合には、その団体及び飛行マニュアルの名称を記載することで代えることができる。	（７）無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項 ・４－３－２に基づき作成した飛行マニュアルを申請書に添付すること。ただし、団体等が定める飛行マニュアルに従って飛行させる場合には、当該飛行マニュアルを添付することで代えることができる。また、航空局ホームページに掲載されている団体等が定める飛行マニュアルに従って飛行させる場合には、その団体及び飛行マニュアルの名称を記載することで代えることができる。
（８）その他参考となる事項 ・無人航空機に係る第三者賠償責任保険への加入状況を把握するため、その保険の内容（加入状況、保険会社名、商品名、補償金額）を記載すること。<u>第三者賠償責任保険に加入していない場合は、参考として賠償能力の有無等の情報を記載すること。</u> ・ 略	（８）その他参考となる事項 ・無人航空機に係る第三者賠償責任保険への加入状況を把握するため、その保険の内容（加入状況、保険会社名、商品名、補償金額）を記載すること。 ・ 略
２－２－２ 法第132条の<u>86第２項第１号から第６号</u>までに定める飛行の方法によらない飛行に係る承認の申請書記載事項 （１） 略	２－２－２ 法第132条の<u>２第１項第５号から第10号</u>までに定める飛行の方法によらない飛行に係る承認の申請書記載事項 （１） 略

(2) 無人航空機の登録記号 <u>又は試験飛行を行う場合の届出番号</u> ・ 2-2-1 (2) に同じ。 (3) 略 (4) 法第132条の <u>86第2項第1号から第6号</u>までに掲げる方法によらずに飛行させる理由 ・ 略 (5) <u>無人航空機の機体認証書番号又は</u>無人航空機の機能及び性能に関する事項 ・ 略 (6) <u>無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は</u>無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項 ・ 略 (7) ～ (8) 略	(2) 無人航空機の登録記号 <u>その他の無人航空機を特定するために必要な事項</u> ・ 2-2-1 (2) に同じ。 (3) 略 (4) 法第132条の <u>2第1項第5号から第10号</u>までに掲げる方法によらずに飛行させる理由 ・ 略 (5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項 ・ 略 (6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項 ・ 略 (7) ～ (8) 略
2-2-3 変更申請又は更新申請の申請書記載事項 2-2-1 及び 2-2-2 の規定にかかわらず、変更申請又は更新申請については、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認すること。	2-2-3 変更申請又は更新申請の申請書記載事項 2-2-1 及び 2-2-2 の規定にかかわらず、変更申請又は更新申請については、次の要領に従って申請書が作成されていることを確認すること。

(1) 略 (2) 無人航空機の登録記号 <u>又は試験飛行を行う場合の届出番号</u> ・ 2-2-1 (2) 又は 2-2-2 (2) に同じ。 ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。 (3) 略 (4) 飛行禁止空域を飛行させる理由又は法第132条の <u>86第2項第1号から第6号</u>までに掲げる方法によらずに飛行させる理由 ・ 2-2-1 (4) 又は 2-2-2 (4) に同じ。 (5) <u>無人航空機の機体認証書番号又は</u>無人航空機の機能及び性能に関する事項 ・ 2-2-1 (5) 又は 2-2-2 (5) に同じ。 ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。 (6) <u>無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は</u>無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項 ・ 2-2-1 (6) 又は 2-2-2 (6) に同じ。 ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は	(1) 略 (2) 無人航空機の登録記号 <u>その他の無人航空機を特定するために必要な事項</u> ・ 2-2-1 (2) 又は 2-2-2 (2) に同じ。 ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。 (3) 略 (4) 飛行禁止空域を飛行させる理由又は法第132条の <u>2第1項第5号から第10号</u>までに掲げる方法によらずに飛行させる理由 ・ 2-2-1 (4) 又は 2-2-2 (4) に同じ。 (5) 無人航空機の機能及び性能に関する事項 ・ 2-2-1 (5) 又は 2-2-2 (5) に同じ。 ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は添付を省略することができる。 (6) 無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項 ・ 2-2-1 (6) 又は 2-2-2 (6) に同じ。 ・ 変更申請の場合であって本事項に変更がない場合には、記載又は
---	--

添付を省略することができる。 (7) ～ (8) 略	添付を省略することができる。 (7) ～ (8) 略
3. 許可等の手続き 3-1 許可等の処分 許可等の際には、許可書又は承認書を交付するものとし、許可書又は承認書の作成にあたっては、別添の参考様式を参照すること。なお、<u>電話、電子メールなどによる</u>申請を受理した場合には、口頭により許可等の処分を行うことができる。口頭により許可等を行う場合には、速やかに申請者に対し許可書又は承認書を交付するものとする。 3-2 ～ 3-4 略	3. 許可等の手続き 3-1 許可等の処分 許可等の際には、許可書又は承認書を交付するものとし、許可書又は承認書の作成にあたっては、別添の参考様式を参照すること。なお、<u>電子メール、ファクシミリ又は電話による</u>申請を受理した場合には、口頭により許可等の処分を行うことができる。口頭により許可等を行う場合には、速やかに申請者に対し許可書又は承認書を交付するものとする。 3-2 ～ 3-4 略
4. 許可等に係る基本的な基準 4-1 無人航空機の機能及び性能 4-1-1 略 4-1-2 <u>総重量</u>25kg以上の無人航空機 <u>総重量</u>25kg以上の無人航空機の機能及び性能について、4-1-1に掲げる基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。 (1) ～ (6) 略 4-2 略	4. 許可等に係る基本的な基準 4-1 無人航空機の機能及び性能 4-1-1 略 4-1-2 <u>最大離陸重量</u>25kg以上の無人航空機 <u>最大離陸重量</u>25kg以上の無人航空機の機能及び性能について、4-1-1に掲げる基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。 (1) ～ (6) 略 4-2 略

4－3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

4－3－1 次に掲げる事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること。

(1) 略

(2) 飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。

また、以降の記載内容について(17)に内容を変更し移設

(3) ～ (11) 略

4－3 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制

4－3－1 次に掲げる事項を遵守しながら無人航空機を飛行させることができる体制を構築すること。

(1) 略

(2) 飛行前に、気象（仕様上設定された飛行可能な風速等）、機体の状況及び飛行経路について、安全に飛行できる状態であることを確認すること。

また、飛行経路に係る他の無人航空機の飛行予定の情報（飛行日時、飛行範囲、飛行高度等）を飛行情報共有システム（国土交通省が整備したインターネットを利用し無人航空機の飛行予定の情報等を関係者間で共有するシステムをいう。）で確認するとともに、当該システムに飛行予定の情報を入力すること。ただし、飛行情報共有システムが停電等で利用できない場合、または専ら公益を図る目的での飛行であって、飛行予定を秘匿する特段の必要性が存し、飛行予定の情報共有により無人航空機を飛行させる者の正当な業務に著しい支障が発生すると認められる場合は、この限りでない。なお、この場合においては、国土交通省航空局安全部無人航空機安全課に無人航空機の飛行予定の情報を報告するとともに、自らの飛行予定の情報が当該システムに表示されないことに鑑み、当該無人航空機を飛行させる者において特段の注意をもって飛行経路周辺における他の無人航空機及び航空機の有無等を確認し、安全確保に努めること。

(3) ～ (11) 略

(12) 特定飛行を行う場合は、「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成すること。

(13) 特定飛行を行う場合は、「無人航空機の飛行日誌の取扱要領」に従い、飛行の都度、飛行の実績について記録すること。

(14) 「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に定める事態が発生した場合には、当該要領に基づき許可等を受けた飛行に関してはこれを許可等した官署に対し、また、許可等を受けていない飛行に関しては飛行経路を管轄する官署に対しドローン情報基盤システム（事故等報告機能）を用いて速やかに報告すること。

(12) 無人航空機の飛行の安全を確保するため、製造事業者が定める取扱説明書等に従い、定期的に機体の点検・整備を行うとともに、点検・整備記録を作成すること。ただし、点検・整備記録の作成について、趣味目的の場合は、この限りでない。

(13) 無人航空機を飛行させる際は、次に掲げる飛行に関する事項を記録すること。ただし、趣味目的の場合は、この限りでない

。

- ・ 飛行年月日
- ・ 無人航空機を飛行させる者の氏名
- ・ 無人航空機の登録記号等
- ・ 飛行の概要（飛行目的及び内容）
- ・ 離陸場所及び離陸時刻
- ・ 着陸場所及び着陸時刻
- ・ 飛行時間
- ・ 無人航空機の飛行の安全に影響のあった事項（ヒヤリ・ハット等）

(14) 無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案が発生した場合には、次に掲げる事項を速やかに、許可等を行った国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所まで報告すること。なお、夜間等の執務時間外における報告については、管轄事務所に

(15) <u>無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領</u>に定める事態の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。 (16) <u>負傷者の救護が必要な事態が発生した場合は、直ちに無人航空機の飛行を中止し、「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に示す救護措置を行うこと。</u> (17) <u>特定飛行を行う場合は、「無人航空機の飛行計画の通報要領」に従い、あらかじめドローン情報基盤システム（飛行計画通報機能）を用いて飛行計画を通報すること。また、飛行経路に係る他の無人航空機の飛行計画の情報について当該システムを用いて確認すること。</u> (18) 飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。ただし、口頭により許可等を受け、まだ許可書又は承認書の交付を受けていない場合は、こ	<u>電話で連絡を行うこと。</u> ・<u>無人航空機の飛行に係る許可等の年月日及び番号</u> ・<u>無人航空機を飛行させた者の氏名</u> ・<u>事故等の発生した日時及び場所</u> ・<u>無人航空機の登録記号等</u> ・<u>無人航空機の事故等の概要</u> ・<u>その他参考となる事項の概要</u> ・<u>その他参考となる事項</u> (15) <u>無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案の非常時</u>の対応及び連絡体制があらかじめ設定されていること。 (新設) <u>(2) に示す、また、以降の記載内容について内容を変更し、当該箇所に移設</u> (16) 飛行の際には、無人航空機を飛行させる者は許可書又は承認書の原本又は写しを携行すること。ただし、口頭により許可等を受け、まだ許可書又は承認書の交付を受けていない場合は、こ
--	---

の限りでない。なお、この場合であっても、許可等を受けた飛行であるかどうかを行政機関から問われた際に許可等の年月日及び番号を回答できるようにしておくこと。	の限りでない。なお、この場合であっても、許可等を受けた飛行であるかどうかを行政機関から問われた際に許可等の年月日及び番号を回答できるようにしておくこと。
4－3－2 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制を維持するため、次に掲げる事項等を記載した飛行マニュアルを作成すること。 (1)～(2) 略 (3) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 次に掲げる事項に留意して、安全を確保するために必要な体制を記載すること。 a) 略 b) 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制 記載内容の例としては、以下のとおり。 ・安全飛行管理者の選定 ・飛行形態に応じた補助者の役割分担及び配置数 ・補助者の選定方法 ・<u>第三者の立入りを制限する区画（立入管理区画）の設定方法</u> ・<u>立入管理区画の範囲を明示する方法の例は、以下のとおり。</u> ・<u>塀やフェンス等の設置</u>	4－3－2 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制を維持するため、次に掲げる事項等を記載した飛行マニュアルを作成すること。 (1)～(2) 略 (3) 無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 次に掲げる事項に留意して、安全を確保するために必要な体制を記載すること。 a) 略 b) 無人航空機を飛行させる際の安全管理体制 記載内容の例としては、以下のとおり。 ・安全飛行管理者の選定 ・飛行形態に応じた補助者の役割分担及び配置数 ・補助者の選定方法 (新設)

・ <u>飛行範囲、周辺環境に応じ、関係者以外の立入りを制限する旨の看板、コーン等の設置</u> ・ 緊急時の連絡体制 c) 「<u>無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領</u>」に定める事態の対応及び連絡体制 記載内容の例としては、以下のとおり。 ・ 非常時の連絡体制 ・ 最寄りの警察及び消防機関の連絡先 ・ 報告を行う国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所の連絡先	・ 緊急時の連絡体制 c) <u>無人航空機の飛行による人の死傷、第三者の物件の損傷、飛行時における機体の紛失又は航空機との衝突若しくは接近事案といった非常時</u>の対応及び連絡体制 記載内容の例としては、以下のとおり。 ・ 非常時の連絡体制 ・ 最寄りの警察及び消防機関の連絡先 ・ 報告を行う国土交通省航空局安全部無人航空機安全課、地方航空局保安部運航課又は空港事務所の連絡先
5. 飛行形態に応じた追加基準 法第132条の<u>85</u>第1項各号に掲げる空域での飛行又は法第132条の<u>86第2項第1号から第6号</u>までに掲げる方法によらない飛行を行う場合は、「4. 許可等に係る基本的な基準」に加え、それぞれ次に掲げる追加基準のうち当該飛行に係る追加基準にも適合すること。飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、原則それらの事項に係る全ての追加基準に適合すること。 <u>なお、機体認証又は型式認証を取得した無人航空機であって、使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内での飛行にあっては、提出が求められる場合を除き追加基準への適合性を示す書類の添付を省略することができる。</u>	5. 飛行形態に応じた追加基準 法第132条第1項各号に掲げる空域での飛行又は法第132条の<u>2第1項第5号から第10号</u>までに掲げる方法によらない飛行を行う場合は、「4. 許可等に係る基本的な基準」に加え、それぞれ次に掲げる追加基準のうち当該飛行に係る追加基準にも適合すること。飛行形態により複数の事項に係る許可等を要する場合には、原則それらの事項に係る全ての追加基準に適合すること。
5-1 1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なも	5-1 1号告示空域、その他空港等における進入表面等の上空の空域、航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なも

のとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。また、1号告示空域（進入表面若しくは転移表面の下空域又は空港の敷地上空の空域に限る。）であって、飛行を行う空域が国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空に該当する場合には、次に掲げる基準に加え、5－2に掲げる基準も適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条~~85~~第1項第1号関係）

（1） 略

（2）安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

a) 1号告示空域における飛行の場合

ア) 進入表面及び転移表面の下空域並びに敷地上空の空域の場合

・ 略

・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。ただし、目視外飛行において、5－4（3）c)に掲げる基準に適合する場合及び5－4（

のとして国土交通大臣が告示で定める空域、緊急用務空域又は地表若しくは水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。また、1号告示空域（進入表面若しくは転移表面の下空域又は空港の敷地上空の空域に限る。）であって、飛行を行う空域が国土交通大臣が告示で定める年の国勢調査の結果による人口集中地区の上空に該当する場合には、次に掲げる基準に加え、5－2に掲げる基準も適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条第1項第1号関係）

（1） 略

（2）安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

a) 1号告示空域における飛行の場合

ア) 進入表面及び転移表面の下空域並びに敷地上空の空域の場合

・ 略

・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。ただし、目視外飛行において、5－4（3）c)に掲げる基準に適合する場合及び5－4（

3) c) ただし書に該当する場合は、この限りでない。なお、4－3－2(3) b) に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。

イ) ア) 以外の空域の場合

- ・ 略
- ・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。ただし、目視外飛行において、5－4(3) c) に掲げる基準に適合する場合及び5－4(3) c) ただし書に該当する場合は、この限りでない。なお、4－3－2(3) b) に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。

b) その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行の場合

- ・ 略
- ・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。ただし、目視外飛行において、5－4(3) c) に掲げる基準に適合する場合及び5－4(3) c) ただし書に該当する場合は、この限りでない。なお、4－3－2(3) b) に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。

c) 緊急用務空域における飛行の場合

3) c) ただし書に該当する場合は、この限りでない。

イ) ア) 以外の空域の場合

- ・ 略
- ・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。ただし、目視外飛行において、5－4(3) c) に掲げる基準に適合する場合及び5－4(3) c) ただし書に該当する場合は、この限りでない。

b) その他空港等における進入表面等の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域における飛行の場合

- ・ 略
- ・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。ただし、目視外飛行において、5－4(3) c) に掲げる基準に適合する場合及び5－4(3) c) ただし書に該当する場合は、この限りでない。

c) 緊急用務空域における飛行の場合

・ 略 ・ 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機及び法第132条の<u>92</u>の適用を受けた無人航空機の接近を確認した場合には直ちに無人航空機を地上に降下させるなどし、衝突のおそれがないことを確認できるまでは飛行させないこと。 d) 地表又は水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行の場合 ・ 略 ・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。ただし、目視外飛行において、5－4（3）c）に掲げる基準に適合する場合及び5－4（3）c）ただし書に該当する場合は、この限りでない。<u>なお、4－3－2（3）b）に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。</u> （3） 略	・ 略 ・ 無人航空機の飛行経路上及びその周辺の空域において飛行中の航空機及び法第132条の<u>3</u>の適用を受けた無人航空機の接近を確認した場合には直ちに無人航空機を地上に降下させるなどし、衝突のおそれがないことを確認できるまでは飛行させないこと。 d) 地表又は水面から150m以上の高さの空域（地上又は水上の物件から30m以内の空域を除く。）における飛行の場合 ・ 略 ・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないよう注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。ただし、目視外飛行において、5－4（3）c）に掲げる基準に適合する場合及び5－4（3）c）ただし書に該当する場合は、この限りでない。 （3） 略
5－2 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の<u>85</u>第1項第2号関係） （1）無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止する	5－2 人又は家屋の密集している地域の上空における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条第1項第2号関係） （1）無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止するため

ため、人又は家屋の密集している地域の上空であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを要件とし、この場合において、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能¹⁾を有すること。

当該機能¹⁾の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着
- ・衝突防止センサー（正常に機能していること及び当該センサーの有効範囲や性能上の限界等の範囲内である場合に限る）²⁾等

b) 略

c) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。

・略

・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。なお、4-3-2(3)b)に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。

・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。なお、4-3-2(3)b)に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えるこ

、人又は家屋の密集している地域の上空であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを要件とし、この場合において、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造¹⁾を有すること。

当該構造¹⁾の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着等
- ・（新設）

b) 略

c) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。

・略

・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。

・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

<u>とができる。</u> (2) ～ (3) <u>削除 (第3者上空での飛行要件)</u>	(2) ～ (3)
5－3 夜間飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の<u>86第2項第1号</u>関係) (1) ～ (2) 略 (3) 安全を確保するために必要な体制について、<u>第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう</u>、次に掲げる基準に適合すること。 ・ 略 ・ 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。<u>なお、4－3－2 (3) b) に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。</u>	5－3 夜間飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の<u>2第1項第5号</u>関係) (1) ～ (2) 略 (3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。 ・ 略 ・ 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
5－4 目視外飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる	5－4 目視外飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者

者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の86第2項第2号関係)

(1) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。

a) ～ c) 略

d) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、a) ～ c) の基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。ただし、4-3-2(3) b) に示す方法により、第三者の立入りを制限することが可能な場合は、この限りではない。

なお、機体認証又は型式認証を取得した無人航空機であって、使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内で飛行させる場合であっても、次項イ)以降に掲げる基準への適合性を示す書類を提出すること。

ア) 略

イ) 地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により予定している飛行経路において他の航空機及び無人航空機の状況を随時把握できるものであること。ただし、5-4(3) c) キ)に示す方法により航空機の確認を行う場合は、この限りでない。

ウ) 第三者に危害を加えないことを製造者等が証明した機能を有す

の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の2第1項第6号関係)

(1) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。

a) ～ c) 略

d) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、a) ～ c) の基準に加え、次に掲げる基準にも適合すること。

ア) 略

イ) 地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により飛行経路全体の航空機の状況を常に確認できること。ただし、5-4(3) c) キ)に示す方法により航空機の確認を行う場合は、この限りでない。

ウ) 第三者に危害を加えないことを製造者等が証明した機能を有す

ること。ただし、5－4（3）c）オ）に示す方法により立入管理区画を設定した場合で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（i）略

（ii）地上において、進行方向の飛行経路の直下及びその周辺への第三者の立ち入りの有無を常に検知できる場合。

エ）～カ） 略

（2）無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

a）略

b）補助者を配置せずに飛行させる場合には、a）の能力に加えて、遠隔からの異常状態の把握、状況に応じた適切な判断及びこれに基づく操作等に関し座学・実技による教育訓練を少なくとも10時間以上受けていること。ただし、4－3－2（3）b）に示す方法により、第三者の立入りを制限することが可能な場合は、この限りではない。

当該訓練の例は、以下のとおり。

・略

c） 略

ること。ただし、5－4（3）c）オ）に示す方法により立入管理区画を設定した場合で、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（i）略

（ii）地上において、機体や地上に設置されたカメラ等により進行方向の飛行経路の直下及びその周辺への第三者の立ち入りの有無を常に監視できる場合。

エ）～カ） 略

（2）無人航空機を飛行させる者について、次に掲げる基準に適合すること。

a） 略

b）補助者を配置せずに飛行させる場合には、a）の能力に加えて、遠隔からの異常状態の把握、状況に応じた適切な判断及びこれに基づく操作等に関し座学・実技による教育訓練を少なくとも10時間以上受けていること。

当該訓練の例は、以下のとおり。

・略

c） 略

(3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

a) 略

b) 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。ただし、c) に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

c) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。ただし、4-3-2(3)b) に示す方法により、第三者の立ち入りを制限することが可能な場合は、この限りではない。
また、災害等により人が立ち入れないなど飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入る可能性が極めて低い場合であって、飛行させようとする経路及びその周辺を現場確認すること並びに第三者の立ち入りを管理することが難しい場合には、エ)～カ) についてはこの限りではない。

ア)～オ) 略

カ) オ) に示す立入管理区画を設定した場合は、当該立入管理区画に立看板等を設置するとともに、インターネットやポスター等により、問い合わせ先を明示した上で上空を無人航空機が飛行することを第三者に対して周知するなど、当該立入管理区画の性質に応じて

(3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

a) 略

b) 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。ただし、c) に掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。

c) 補助者を配置せずに飛行させる場合には、次に掲げる基準に適合すること。ただし、災害等により人が立ち入れないなど飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入る可能性が極めて低い場合であって、飛行させようとする経路及びその周辺を現場確認すること並びに第三者の立ち入りを管理することが難しい場合には、エ)～カ) についてはこの限りではない。

ア)～オ) 略

カ) 立入管理区画を設定した場合は、当該立入管理区画に立看板等を設置するとともに、インターネットやポスター等により、問い合わせ先を明示した上で上空を無人航空機が飛行することを第三者に対して周知するなど、当該立入管理区画の性質に応じて、飛行中に

、飛行中に第三者が立ち入らないための対策を行うこと。また、当該立入管理区画に道路、鉄道、家屋等、第三者が存在する可能性を排除できない場所が含まれる場合には、追加の第三者の立入管理方法を講じること。ただし、5－4（１）d）ウ）（ii）に示す方法により第三者の立ち入りの有無を常に監視できる場合は、この限りでない。 キ）航空機の確認について、次に掲げる基準に適合すること。ただし、5－4（１）d）イ）に示す方法により航空機の状況を<u>随時</u>確認できる場合は、この限りでない。 ・略 （４）略	第三者が立ち入らないための対策を行うこと。また、当該立入管理区画に道路、鉄道、家屋等、第三者が存在する可能性を排除できない場所が含まれる場合には、追加の第三者の立入管理方法を講じること。ただし、5－4（１）d）ウ）（ii）に示す方法により第三者の立ち入りの有無を常に監視できる場合は、この限りでない。 キ）航空機の確認について、次に掲げる基準に適合すること。ただし、5－4（１）d）イ）に示す方法により航空機の状況を<u>常に</u>確認できる場合は、この限りでない。 ・略 （４）略
5－5 地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の<u>86第2項第3号</u>関係） （１）無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止するため、人又は家屋の密集している地域の上空であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを要件とし、この場合において、次に掲げる基準に適合すること。	5－5 地上又は水上の人又は物件との間に30mの距離を保てない飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の<u>2第1項第7号</u>関係） （１）無人航空機の落下による第三者に対する危害を防止するため、人又は家屋の密集している地域の上空であっても、第三者の上空で無人航空機を飛行させないことを要件とし、この場合において、次に掲げる基準に適合すること。

a) 機体について、第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能

当該機能の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着
- ・衝突防止センサー（正常に機能していること及び当該センサーの有効範囲や性能上の限界等の範囲内である場合に限る）等

b) 略

c) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。

- ・略
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。なお、4-3-2(3)b)に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。
- ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。なお、4-3-2(3)b)に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。

(2)～(3) 削除(第三者上空での飛行要件)

a) 機体について、第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造

当該構造の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着等
- ・(新設)

b) 略

c) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。

- ・略
- ・飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

(2)～(3)

5－6 多数の者の集合する催し場所の上空における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の86第2項第4号関係)

(1) 略

a) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する機能¹を有すること。

当該機能¹の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着
- ・衝突防止センサー（正常に機能していること及び当該センサーの有効範囲や性能上の限界等の範囲内である場合に限る）等

イ) 想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有すること。

b) ～ c) 略

5－6 多数の者の集合する催し場所の上空における飛行を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の2第1項第8号関係)

(1) 略

a) 機体について、次に掲げる基準に適合すること。

ア) 第三者及び物件に接触した際の危害を軽減する構造²を有すること。

当該構造²の例は、以下のとおり。

- ・プロペラガード
- ・衝突した際の衝撃を緩和する素材の使用又はカバーの装着等
- ・(新設)

イ) 想定される運用により、10回以上の離陸及び着陸を含む3時間以上の飛行実績を有すること。

b) ～ c) 略

(2) ～ (3) 削除 (第3者上空での飛行要件)

5－7 危険物の輸送を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の86第2項第5号関係)

(1) ～ (2) 略

(3) 安全を確保するために必要な体制について、第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう、次に掲げる基準に適合すること。

- ・ 略
- ・ 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。なお、4－3－2 (3) b) に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。
- ・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。なお、4－3－2 (3) b) に示す立入管理区画を設定する場合は、補助者の配置に代えることができる。

(2) ～ (3) 略

5－7 危険物の輸送を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。(法第132条の2第1項第9号関係)

(1) ～ (2) 略

(3) 安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。

- ・ 略
- ・ 飛行経路全体を見渡せる位置に、無人航空機の飛行状況及び周囲の気象状況の変化等を常に監視できる補助者を配置し、補助者は、無人航空機を飛行させる者が安全に飛行させることができるよう必要な助言を行うこと。
- ・ 飛行経路の直下及びその周辺に第三者が立ち入らないように注意喚起を行う補助者の配置等を行うこと。

5－8 物件投下を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の<u>86第2項第6号</u>関係） （1）～（2）略 （3）安全を確保するために必要な体制について、<u>第三者の上空で無人航空機を飛行させないよう</u>、次に掲げる基準に適合すること。 a）～c）略	5－8 物件投下を行う場合は、次に掲げる基準に適合すること。 ただし、無人航空機の機能及び性能、無人航空機を飛行させる者の飛行経歴等、安全を確保するために必要な体制等とあわせて総合的に判断し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないと認められる場合は、この限りでない。（法第132条の<u>2第1項第10号</u>関係） （1）～（2）略 （3）安全を確保するために必要な体制について、次に掲げる基準に適合すること。 a）～c）略
6. その他 略 附則（令和4年6月10日 国空無機第58462号） この審査要領は、令和4年6月20日から施行する。 <u>附則（令和4年11月9日 国空無機第220729号）</u> <u>1 この審査要領は、令和4年12月5日から施行する。</u> <u>2 令和4年12月5日より前に改正前の法第132条第2項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可及び法第132条の2第2項第2号の規定により受けた同条第5号から第10号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認は、それぞれ改正後の法第132条の85第4項第2号の規定による飛行の禁止空域にお</u>	6. その他 略 附則（令和4年6月10日 国空無機第58462号） この審査要領は、令和4年6月20日から施行する。 <u>（新設）</u>

ける飛行の許可及び法第132条の86第5項第2号の規定により受けた同条第2項第1号から第6号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認とみなす。

3 令和4年12月5日時点において現にされている改正前の法第132条第2項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可の申請及び法第132条の2第2項第2号の規定による同条第5号から第10号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認の申請は、それぞれ改正後の法第132条の85第2項及び第4項第2号の規定による飛行の禁止空域における飛行の許可の申請及び法第132条の86第3項及び第5項第2号の規定による同条第2項第1号から第6号までに定められた飛行の方法によらない飛行の承認の申請とみなす。

様式 1

(様式 1)

年 月 日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書 (カテゴリーⅡ飛行)

☐新規 ☐更新^{*1} ☐変更^{*2}

殿

氏 名 又 は 名 称
及 び 住 所
並びに法人の場合は代表者の氏名
(連絡先)

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条の 85 第 2 項及び第 4 項第 2 号の規定による許可及び同法第 132 条の 86 第 3 項及び第 5 項第 2 号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	☐ 業務	☐ 空撮 ☐ 報道取材 ☐ 警備 ☐ 農林水産業
		☐ 測量 ☐ 環境調査 ☐ 設備メンテナンス
		☐ インフラ点検・保守 ☐ 資材管理 ☐ 輸送・宅配
		☐ 自然観測 ☐ 事故・災害対応等
	☐ 趣味	
	☐ 研究開発	
	☐ その他（ ）	
立入管理措置	☐ 補助者の配置 ☐ 立入管理区画の設定 ☐ 立入禁止区画の設定	
	☐ その他（ ）	
飛行の日時 ^{*3}		
飛行の経路 ^{*4} (飛行の場所)		
飛行の高度	地表等からの高度	m 海拔高度 m
申請事項及び理由	飛行禁止 空域の飛行 (第 132 条 の 85 関係)	☐ 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称） ☐ 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称） ☐ 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防

様式 1

(様式 1)

年 月 日

無人航空機の飛行に関する許可・承認申請書

☐新規 ☐更新^{*1} ☐変更^{*2}

殿

氏 名 又 は 名 称
及 び 住 所
並びに法人の場合は代表者の氏名
(連絡先)

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 132 条第 2 項第 2 号の規定による許可及び同法第 132 条の 2 第 2 項第 2 号の規定による承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

飛行の目的	☐ 業務	☐ 空撮 ☐ 報道取材 ☐ 警備 ☐ 農林水産業
		☐ 測量 ☐ 環境調査 ☐ 設備メンテナンス
		☐ インフラ点検・保守 ☐ 資材管理 ☐ 輸送・宅配
		☐ 自然観測 ☐ 事故・災害対応等
	☐ 趣味	
	☐ 研究開発	
	☐ その他（ ）	
飛行の日時 ^{*3}		
飛行の経路 ^{*4} (飛行の場所)		
飛行の高度	地表等からの高度	m 海拔高度 m
申請事項及び理由	飛行禁止 空域の飛行 (第 132 条 関係)	☐ 航空機の離陸及び着陸が頻繁に実施される空港等で安全かつ円滑な航空交通の確保を図る必要があるものとして国土交通大臣が告示で定めるものの周辺の空域であって、当該空港等及びその上空の空域における航空交通の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称） ☐ 進入表面、転移表面若しくは水平表面若しくは延長進入表面、円錐表面若しくは外側水平表面の上空の空域又は航空機の離陸及び着陸の安全を確保するために必要なものとして国土交通大臣が告示で定める空域（空港等名称） ☐ 国土交通省、防衛省、警察庁、都道府県警察又は地方公共団体の消防機関その他の関係機関の使用する航空機のうち搜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域

		機関その他の関係機関の使用する航空機のうち捜索、救助その他の緊急用務を行う航空機の飛行の安全を確保する必要があるものとして国土交通大臣が指定する空域 ☐ 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m 以内の空域を除く。） ☐ 人又は家屋の密集している地域の上空 【飛行禁止空域を飛行させる理由】			
飛行の方法 (第 132 条の 86 関係)	☐ 夜間飛行 ☐ 目視外飛行 ☐ 人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行 ☐ 催し場所上空の飛行 ☐ 危険物の輸送 ☐ 物件投下 【第 132 条の 86 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】				
無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号	登録記号等 ☐ 別添資料のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。				
無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項	機体認証書番号 ^{※5}	☐ 第一種			
		☐ 第二種			
		型式認証書番号 ^{※5}	☐ 第一種		
		☐ 第二種			
☐ 別添資料のとおり。 ☐ 申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。 ^{※5} ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。					
無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	無人航空機を飛行させる者				
	技能証明書番号	技能証明書番号			
		区分	☐ 一 等		☐ 二 等
		種類			
		総重量			
飛行の方法					
☐ 別添資料のとおり ^{※7} 。					

		☐ 地表又は水面から 150m 以上の高さの空域（地上又は水上の物件から 30m 以内の空域を除く。） ☐ 人又は家屋の密集している地域の上空 【飛行禁止空域を飛行させる理由】
飛行の方法 (第 132 条の 2 関係)	☐ 夜間飛行 ☐ 目視外飛行 ☐ 人又は物件から 30m 以上の距離が確保できない飛行 ☐ 催し場所上空の飛行 ☐ 危険物の輸送 ☐ 物件投下 【第 132 条の 2 第 1 項第 5 号から第 10 号までに掲げる方法によらずに飛行させる理由】	
無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項	登録記号等 ☐ 別添資料のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。	
無人航空機の機能及び性能に関する事項	☐ 別添資料のとおり。 ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。	
無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項	☐ 別添資料のとおり ^{※5} 。 ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。	
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	☐ 航空局標準マニュアルを使用する。 ☐ 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 団体等名称： 飛行マニュアル名称： ☐ 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。	
その他参考となる事項	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号： 許可承認日： ※許可承認書の写しを添付すること。	

	☐ 申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した ^{※6} 。 ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項	☐ 航空局標準マニュアルを使用する。 ☐ 航空局ホームページ掲載されている以下の団体等が定める飛行マニュアルを使用する。 団体等名称： 飛行マニュアル名称： ☐ リスク評価ガイドラインに基づき作成した飛行マニュアル（別添）を使用する。 ☐ 上記以外の飛行マニュアル（別添）を使用する。 ☐ 変更申請であって、かつ、左記事項に変更がない。
その他参考となる事項	【変更又は更新申請に関する現に有効な許可等の情報】 許可承認番号： 許可承認日： ※許可承認書の写しを添付すること。
	【第三者賠償責任保険への加入状況及び賠償能力の有無】 ☐ 加入している（ ☐ 対人 ☐ 対物） 保険会社名： 商 品 名： 補 償 金 額：（対人）（対物） ☐ 加入していない → 賠償能力 ☐ 有 内容（ ） ☐ 無
	【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条の85第1項第1号に掲げる空域における飛行に限る。）】 ☐ 空港設置管理者等 調整機関名： 調 整 結 果： ☐ 空域を管轄する関係機関 調整機関名： 調 整 結 果：

その他参考となる事項	【第三者賠償責任保険への加入状況】 ☐ 加入している（ ☐ 対人 ☐ 対物） 保険会社名： 商 品 名： 補 償 金 額：（対人）（対物） ☐ 加入していない
	【空港設置管理者等又は空域を管轄する関係機関との調整結果（航空法第132条第1項第1号に掲げる空域における飛行に限る。）】 ☐ 空港設置管理者等 調整機関名： 調 整 結 果： ☐ 空域を管轄する関係機関 調整機関名： 調 整 結 果：
	【催しの主催者等との調整結果（催し場所上空の飛行に限る。）】 催 し 名 称： 主催者等名： 調 整 結 果：
備 考	【緊急連絡先】 担当者： 電話番号：

	【催しの主催者等との調整結果（催し場所上空の飛行に限る。）】 催し名称： 主催者等名： 調整結果：
備 考	【緊急連絡先】 担当者： 電話番号：

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号又は試験飛行を行う場合の届出番号」、「無人航空機の機体認証書番号又は無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機を飛行させる者の無人航空機操縦者技能証明書番号又は無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3～※4 略
- ※5 機体認証書番号及び型式認証書番号の項目については、これらを有している場合にのみ記載する。その場合において（様式2）の添付を省略することができる。ただし、この場合にお

- ※1 更新申請とは、許可等の期間の更新を受けようとする場合の申請。
- ※2 変更申請とは、許可等を取得した後に「無人航空機の登録記号その他の無人航空機を特定するために必要な事項」、「無人航空機の機能及び性能に関する事項」、「無人航空機の飛行経歴並びに無人航空機を飛行させるために必要な知識及び能力に関する事項」又は「無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制に関する事項」の内容の一部を変更する場合の申請。
- ※3～※4 略
- （新設）

いては、申請する飛行の内容が使用条件等指定書又は無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認すること。

※ 6 無人航空機操縦者技能証明の項目については、有している場合にのみ記載する。その場合において（様式 3）の添付を省略することができる。ただし、この場合においては、申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認すること。なお、総重量は最大離陸重量とする。

※ 7 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

（新設）

※ 5 航空局ホームページに掲載されている団体等が技能認証を行う場合は、当該認証を証する書類の写しを添付すること。なお、当該写しは、発行した団体名、操縦者の氏名、技能の確認日、認証された飛行形態、無人航空機の種類が記載されたものであることに留意すること。

様式 2

(様式 2)

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

登録記号等					
製造者名			型式又は名称		
総重量 ^{※1}					
機体認証書番号	☐ 第一種		型式認証書番号	☐ 第一種	
	☐ 第二種			☐ 第二種	
	☐ 申請する飛行の内容が、使用条件等指定書の範囲内であることを確認した。			☐ 申請する飛行の内容が、無人航空機飛行規程の範囲内であることを確認した。	

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造の有無を記載し、「改造している」場合には、改造概要及び4. の項も記載すること。^{※2}

改造の有無 : ☐ 改造していない / ☐ 改造している (→改造概要及び4. を記載)

改 造 概 要

3. 個別の機体認証無人航空機において使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機において無人航空機飛行規程に従わない場合には、それらに従わない具体事項及び4. の項を記載すること。

使用条件等指定書／無人航空機飛行規程に従わない具体事項

4. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合に加え、機体認証無人航空機においては使用条件等指定書に従わない場合又は型式認証無人航空機においては無人航空機飛行規程に従わない場合には、次の内容を確認すること。

	確認事項	確認結果
一 般	鋭利な突起物のない構造であること (構造上、必要なものを除く。)	☐ 適 / ☐ 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	☐ 適 / ☐ 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	☐ 適 / ☐ 否

様式 2

(様式 2)

無人航空機の機能・性能に関する基準適合確認書

1. 飛行させる無人航空機に関する事項を記載すること。

登録記号等			
製造者名		名 称	
重量 ^{※1}			

2. ホームページ掲載無人航空機の場合には、改造を行っているかどうかを記載し、「改造している」場合には、3. の項も記載すること。

改造の有無 : ☐ 改造していない / ☐ 改造している (→改造概要及び3. を記載)

改 造 概 要

(新設)

3. ホームページ掲載無人航空機に該当しない場合又はホームページ掲載無人航空機であっても改造を行っている場合は、次の内容を確認すること。

	確認事項	確認結果
一 般	鋭利な突起物のない構造であること (構造上、必要なものを除く。)	☐ 適 / ☐ 否
	無人航空機の位置及び向きが正確に視認できる灯火又は表示等を有していること。	☐ 適 / ☐ 否
	無人航空機を飛行させる者が燃料又はバッテリーの状態を確認できること。	☐ 適 / ☐ 否

遠隔操作の機体※3	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否/ □該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	□適 / □否/ □該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	□適 / □否/ □該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	□適 / □否/ □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	□適 / □否/ □該当せず
自動操縦の機体※4	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否/ □該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	□適 / □否/ □該当せず
	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	□適 / □否/ □該当せず

- ※1 申請を行う飛行形態の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、最大離陸重量を記載すること。
- ※2 改造記録を証明する参照資料として、飛行日誌（点検・整備記録）の写しを添付することができる。
- ※3 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

遠隔操作の機体※2	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否/ □該当せず
	特別な操作技術又は過度な注意力を要することなく、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	□適 / □否/ □該当せず
	緊急時に機体が暴走しないよう、操縦装置の主電源の切断又は同等な手段により、モーター又は発動機を停止できること。	□適 / □否/ □該当せず
	操縦装置は、操作の誤りのおそれができる限り少ないようにしたものであること。	□適 / □否/ □該当せず
	操縦装置により適切に無人航空機を制御できること。	□適 / □否/ □該当せず
自動操縦の機体※3	自動操縦システムにより、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否/ □該当せず
	自動操縦システムにより、安定した飛行（上昇、前後移動、水平方向の飛行、ホバリング（回転翼機）、下降等）ができること。	□適 / □否/ □該当せず
自動操縦の機体※3	あらかじめ設定された飛行プログラムにかかわらず、常時、不具合発生時等において、無人航空機を飛行させる者が機体を安全に着陸させられるよう、強制的に操作介入ができる設計であること。	□適 / □否/ □該当せず

- ※1 最大離陸重量の形態で確認すること。ただし、それが困難な場合には、確認した際の重量を記載すること。
(新設)
- ※2 遠隔操作とは、プロポ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「該当せず」を選択すること。
- ※3 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「該当せず」を選択すること。

様式 3

(様式 3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者								
無人航空機操縦者技能証明	技能証明書番号							
	区分	□一等			□二等			
	種類							
	総重量※1							
	飛行の方法							
□申請する飛行の内容が区分及び限定事項の範囲内であることを確認した。								

確認事項		確認結果
飛行経歴	無人航空機の種別別に、10 時間以上の飛行経歴を有すること。※2	□適 / □否
知 識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	□適 / □否
	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	□適 / □否
能 力	一般 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	□適 / □否
	遠隔操作の機体※3 GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否
	GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を 90° 回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	□適 / □否
	自動操縦の機体※4 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	□適 / □否
	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	□適 / □否

※1 総重量は最大離陸重量とする。

様式 3

(様式 3)

無人航空機を飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書

無人航空機を飛行させる者 : ○○ ○○

(新設)

確認事項		確認結果
飛行経歴	無人航空機の種別別に、10 時間以上の飛行経歴を有すること。	□適 / □否
知 識	航空法関係法令に関する知識を有すること。	□適 / □否
	安全飛行に関する知識を有すること。 ・飛行ルール（飛行の禁止空域、飛行の方法） ・気象に関する知識 ・無人航空機の安全機能（フェールセーフ機能 等） ・取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・自動操縦システムを装備している場合には、当該システムの構造及び取扱説明書等に記載された日常点検項目 ・無人航空機を飛行させる際の安全を確保するために必要な体制 ・飛行形態に応じた追加基準	□適 / □否
能 力	一般 飛行前に、次に掲げる確認が行えること。 ・周囲の安全確認（第三者の立入の有無、風速・風向等の気象 等） ・燃料又はバッテリーの残量確認 ・通信系統及び推進系統の作動確認	□適 / □否
	遠隔操作の機体※1 GPS 等の機能を利用せず、安定した離陸及び着陸ができること。	□適 / □否
	GPS 等の機能を利用せず、安定した飛行ができること。 ・上昇 ・一定位置、高度を維持したホバリング（回転翼機） ・ホバリング状態から機首の方向を 90° 回転（回転翼機） ・前後移動 ・水平方向の飛行（左右移動又は左右旋回） ・下降	□適 / □否
	自動操縦の機体※2 自動操縦システムにおいて、適切に飛行経路を設定できること。	□適 / □否
	飛行中に不具合が発生した際に、無人航空機を安全に着陸させられるよう、適切に操作介入ができること。	□適 / □否

(新設)

※2 飛行経歴を証明する参照資料として、飛行日誌（飛行記録）の写しを添付することができる。

※3 遠隔操作とは、プロボ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※4 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。

(新設)

※1 遠隔操作とは、プロボ等の操縦装置を活用し、空中での上昇、ホバリング、水平飛行、下降等の操作を行うことをいう。遠隔操作を行わない場合には「遠隔操作の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

※2 自動操縦とは、当該機器に組み込まれたプログラムにより自動的に操縦を行うことをいう。自動操縦を行わない場合には「自動操縦の機体」の欄の確認結果について記載は不要。

上記の確認において、基準に適合していない項目がある場合には、下記の表に代替的な安全対策等を記載し、航空機の航行の安全並びに地上及び水上の人及び物件の安全が損なわれるおそれがないことを説明すること。

項目	代替的な安全対策等及び安全が損なわれるおそれがないことの説明

記載内容が多いときは、別紙として添付すること。